

1 機器点検

水源
貯水槽 変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
水量 水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計ないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。 規定の水量が確保されていること。 ※(ア) 他の施設・設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (イ) 河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
水状 マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。 著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
給水装置 目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと(又は試験スイッチ)により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること(又は試験スイッチ)により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
水位計 目視及び次の操作により確認する。マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。 ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示値が適正であること。
圧力計（圧力水槽方式のものに限る。） 目視及び次の操作により確認する。ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。 ア 変形、損傷等がないこと。 イ ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
バルブ類 ア 漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ 「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置

ポンプ方式

電動機の制御装置

周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

表示

銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。

電圧計及び電流計

ア 变形、損傷等がないこと。

イ 指針の位置が適正であること。

ウ 電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。

開閉器及びスイッチ類

ア 变形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。

イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。

ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

継電器

ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。

イ 確実に作動すること。

表示灯

正常に点灯すること。

結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

接地

著しい腐食、断線等がないこと。

予備品等

ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

起動装置

直接操作部

周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

表示

汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。

機能

ア 加圧送水装置が確実に起動すること。

イ 始動表示灯が点灯すること。

遠隔操作部

周囲の状況

ア 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 操作部が消火栓箱表面あるいは内部又はその直近に設けられていること。

外形

変形、損傷等がないこと。

表示

汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。

機能

ア 加圧送水装置が確実に起動すること。

イ 始動表示灯が点灯又は点滅すること。

※押しボタン等が自動火災報知設備P型発信機を兼用しているものにあっては、非常ベルが鳴動するので必要な措置を講じたのち行うこと。

遠隔起動部(易操作性1号消火栓及び2号消火栓に限る。)

周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

外形

変形、損傷等がないこと。

機能

ア 確実に加圧送水装置が起動すること。

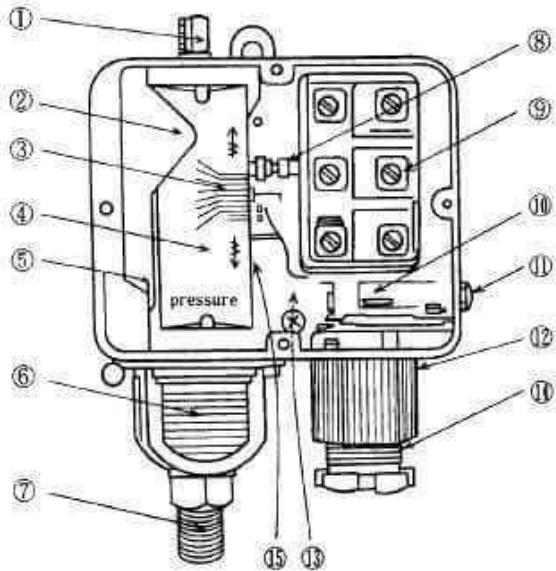
イ 始動表示灯が点灯又は点滅すること。

起動用水圧開閉装置

圧力スイッチ

- ア 変形、損傷、端子の緩み等がないこと。
- イ 設定圧力値が設計図書のとおりであること。

第2-1 図 圧力スイッチの例

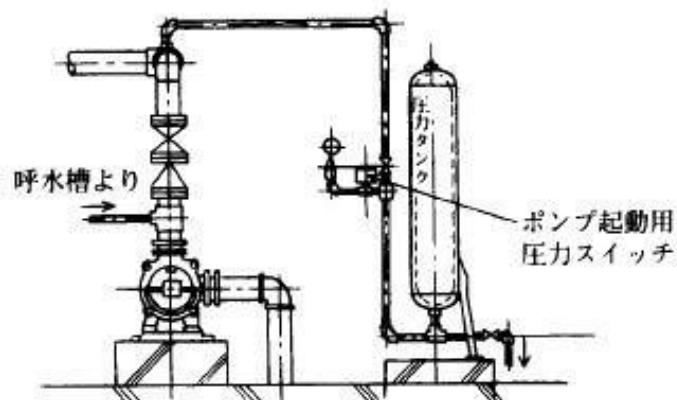


① 設定圧力調整用ボルト ② 設定圧力調整用スプリング ③ 指針 ④ 目盛板 ⑤ 作動用主レバー ⑥ ベローズ
及びベローズカバー ⑦ 配管用ネジ ⑧ スイッチプッシュ間調整ボルト ⑨ マイクロスイッチ ⑩ 圧力差調整スプリング
⑪ 圧力差調整ボルト ⑫ 本体取付用ブラケット ⑬ スイッチ操作用連結レバー ⑭ 配線接続部
⑮ 作動レバー用ストッパー

起動用圧力タンク

- ア 変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
- イ 圧力計の指示値が適正であること。
- ウ バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。

第2-2 図 起動用圧力タンクの例



機能

設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。
作動圧力値が設計図書のとおりであること。

電動機

外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

回転軸

手で回すことにより確認する。

回転が円滑であること。

軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

軸継手

緩み等がなく、接合状態が確実であること。

機能

著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。

※ 運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。

ポンプ

外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

回転軸

回転が円滑であること。

軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

グランド部

著しい漏水がないこと。

連成計及び圧力計

(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。

(2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。

ア 指針がゼロ点の位置を指すこと。

イ 指針が正常に作動すること。

性能

ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計及び圧力計により確認する。

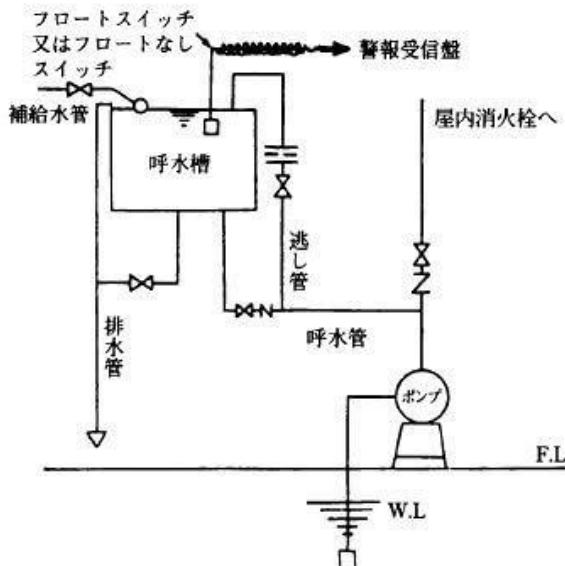
異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。

呼水装置

呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

第2-4 図 呼水装置



バルブ類

- ア 漏れ、変形、損傷等がないこと。
- イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
- ウ 「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

自動給水装置

- ア 变形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- イ 呼水槽の水量が2分の1に減水するまでの間に作動すること。

減水警報装置

- (1) 外形を目視により確認する。
- (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により確認する。

- ア 变形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- イ おおむね2分の1の水量に減水するまでに警報を発すること。

フート弁

- (1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。
- (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。
- (3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。

- ア 吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。
- イ 呼水漏斗から連続的に溢水すること。
- ウ 逆止効果が正常であること。

性能試験装置

- ア 变形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- イ 定格負荷運転時の状態が維持されていること。

高架水槽方式

高架水槽の直近及び最遠の消火栓開閉弁等における静水頭圧を確認する。

- ア 変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。
- イ 所定の圧力が確保されていること。

圧力水槽方式

排気弁を開放して確認する。

- ア 変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。
 - イ 所定の圧力が確保されていること。
 - ウ 圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。
- ※ 排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。

減圧のための措置

変形、損傷、漏れ等がないこと。

配管等

管及び管継手

- ア 漏れ、変形、損傷等がないこと。
- イ 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

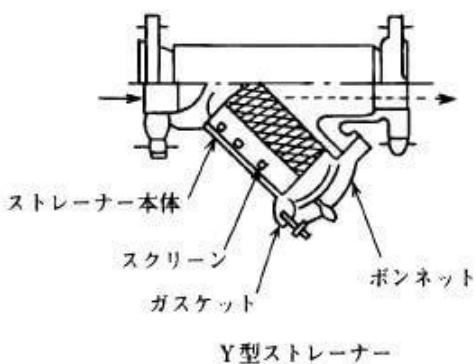
バルブ等

- ア 漏れ、変形、損傷等がないこと。
- イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
- ウ 「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、漏れ、異物のたい積等がないこと。

第2-5 図 ろ過装置の例



逃し配管

- ア 変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がなく、逃し水量が適正であること。

イ 逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。

$$q = \frac{L_s \cdot C}{60 \cdot \Delta t}$$

q:逃し水量(L/min)

L_s:ポンプ締切運転時出力(kw)

C:860kcal(1kw 時あたりの水の発熱量)

Δt:30°C(ポンプ内部の水温上昇限度)

※ 逃し水量は、設置時の量と比較して著しい差がないこと。

屋内消火栓箱等

消火栓箱

周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

外形

ア 変形、損傷等がないこと。

イ 扉の開閉が容易で、確実にできること。

表示

消火栓である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。

ホース及びノズル

外形

1号消火栓

ア ホース及びノズルが必要本数あり、正常に収納されていること。

イ 収納状態でのホース及びノズルに変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 接続部の着脱が容易にできること。

易操作性1号消火栓・2号消火栓

ホース、ノズル及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

操作性(易操作性1号消火栓及び2号消火栓に限る。)

一人でホースの延長操作及び格納を行うことにより確認する。

ア ノズルの手元開閉装置の操作が容易にできること。

イ ホースの延長、格納等が容易にできること。

ホースの耐圧性能(ホース(易操作性1号消火栓及び2号消火栓のホースを除く。)の製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)

ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を5分間かけて確認する。

- ※① 加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。
 - ② 空気の残留がないことを確認してから加圧すること。
 - ③ 所定の水力は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」(昭和43年自治省令第27号)によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。
 - ④ 危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。
- 変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。
- ※ 著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。

消火栓開閉弁

- ア 漏れ、変形、損傷等がないこと。
- イ 開閉操作が容易にできること。

表示灯

- ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
- イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。

始動表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。

使用方法の表示

- ア 適正に取り付けられていること。
- イ 表示内容が適正であり、汚損、不鮮明な部分がないこと。

降下装置（屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。）

周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

外形

変形、損傷等がないこと。

表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

表示

適正であること。

機能

正常であること。

耐震措置

貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。

- ア 可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- イ アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。
- ウ 壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。